

平成30年3月19日

総務省総合通信基盤局電波部

部長 竹内 芳明 様

一般社団法人日本ローバンド拡大促進協会

代表理事 草野 利一

アマチュア無線局 JA1ELY



周波数再編に関する要望書

拝啓

日頃よりアマチュア無線にたいし深いご理解を頂き感謝申し上げます。もとよりアマチュア無線は貴重な電波資源の一部を使用するものですが、世界中で知的・科学的興味をみたく活動として老若男女を問わず大いに親しまれております。

我が国のアマチュア無線用周波数帯のうち 1.8MHz 帯及び 3.5MHz (3.8MHz を含む。以下略) 帯はアマチュア局数で比較すると世界一の人口密度になっており不公平感は否めません。特に 3.5MHz 帯は飛び飛びに配分されていて世界各地との交信に著しく不自由を生じております。

我が国は大小 6,800 を超える島嶼と 43 万平方キロの領海及び 405 万平方キロの排他的経済水域 (EEZ) を有する世界有数の海洋国家であり、本土と島々を結ぶ通信網の構築、漁業活動、船舶運輸等における通信インフラとして長年短波無線が整備されてきました。それゆえ ITU-R Region 3 で許容される範囲内ではありますが 1.8MHz 帯及び 3.5MHz 帯のアマチュア無線への周波数配分が世界に比べて大きく制約されているものと推測します。

しかしながら VHF や宇宙通信等の通信技術の革新的進展によって、1999 年船舶の遭難通信がモールス電信から GMDSS (世界海洋遭難安全システム) に完全切替になって以降、モールス電信は急速に減少し、2017 年 1 月 ITU-R はモールス電信への周波数の優先配分を廃止するに至りました。

注目すべきは 3.5MHz 帯における公用局の廃止が進み、あたかも空き周波数を狙うかのように大陸方面からと思われる軍事レーダーの様なスペクトラムが広く汚い超強力な電波が発射されるようになり、我が国の無線通信に甚大な影響を与えていることです。加えて我が国 EEZ 内においては近年とみに外国漁船と思われる違法運用が増加しています。

電波の有効活用を図るためアマチュア無線に配分されている 1.8MHz 帯及び 3.5MHz 帯の周波数の拡大を検討頂きますよう署名簿 (390 筆) を添え要望いたします。

周波数再編に関するアマチュア無線界の具体的要望は別紙記載のとおりです。

敬具

検討要望

●趣旨

国際規範から逸脱している我が国のアマチュア無線業務に割り当てられている周波数帯の電波（1.8MHz帯及び3.5MHz帯並びに3.8MHz帯の周波数の電波に限る）の有効利用のため割り当て拡大についての検討を要望するものです。

1.8MHz帯の周波数の電波について

●状況

1.8MHz帯の周波数の電波は条約（憲章）及び無線通信規則（RR）に基づき、電波法令により無線標識局（ロランA）、無線標定移動局（漁業用ラジオ・ブイ）、アマチュア局で共用し使うよう割り当てられています。ロランAは1997年に廃止されましたが指定周波数の1800kHzと1850kHzは現在に至るも新たな割当はありません。また漁業用ラジオ・ブイは1800kHz～1860kHzにおける無線局免許数はわずか2局（無線局等情報検索）に過ぎませんし、運用されているのか否かも不明です。それに比しこの周波数帯（1,810kHz～1,825kHzまで15kHzと1,907.5kHz～1,912.5kHzまでの5kHzの帯域）で免許を受けているアマチュア局は95,000局を超え（無線局等情報検索）ていることから、いわゆる過密状態であると共に国際規範から外れた周波数の割当となっていることで外国のアマチュア局と交信を行う場合に甚だ支障を来しています。

1.8MHz帯の周波数の電波は全世界的にアマチュア局用として割り当てられ使われているにも関わらず、我が国ではその多くが20数年以上も空き周波数状態になっていることは周波数の有効利用となっていないのではと考えます。

●検討して頂きたい事項

具体的には1800kHz～1860kHzまでの周波数の電波を連続してアマチュア業務に使うことが出来るよう検討して頂きたい。

3.5MHz帯及び3.8MHz帯の周波数の電波について

●状況

この周波数帯の電波は防衛省、海上保安庁、その他各種公用局、海岸局、船舶局、アマチュア無線局に割り当てられています。この周波数帯の電波の伝わり方は昼夜の時間や季節によって大きく変化するため甚だ不安定であることやモールス通信が主流であることなどから、アマチュア局以外の多くの移動無線局はVHF帯での通信やインマルサット等の衛星通信に次々に移行していて現在はあまり使われなくなっています。

この周波数帯の電波を割り当てられている海上保安庁、警察庁、気象庁、航空局、地方自治体等の公用局、NHK、NTT、航空会社、電源開発会社等が続々と運用を廃止したことで生じていた空き周波数の電波を総務省は平成20年にアマチュア業務用として割り当てを拡大することを決定しました(平成20年4月28日総務省告示第259号、第260号及び第261号)。

これはアマチュア無線界にとって大変な朗報だったのですが、拡大された周波数の電波が「飛び飛びの虫食い状態になって割り当てられている」とともに、それぞれの周波数の電波の帯域が狭く運用の際には周波数を逸脱してしまう(電波法令違反になる)のではないかと細心の注意を払う必要があること。又、1.8MHz帯と同様に外国のアマチュア局と交信を行う場合支障を来すなど使い勝手が悪い状態になっております。

この周波数帯の電波が飛び飛びながらも拡大されてから間もなく10年が経過します。VHF帯利用や衛星通信技術の進歩等から平成20年以降もこの周波数帯での運用を停止、又は廃止している公用局が多数あるものと思われます。(防衛省、警察庁、海上保安庁、航空局等公用無線局の周波数情報は非公開のため裏付資料は入手不可でした。)

これらのことから3.5MHz帯及び3.8MHz帯の周波数の電波は1.8MHz帯の周波数の電波と同様に有効利用になっていないものと思われます。

●検討して頂きたい事項

この周波数帯におけるアマチュア業務の「飛び飛びの虫食い状態で割り当てられている周波数の解消」及びアマチュア局用周波数帯の拡大について検討して頂きたい。

3791kHz～3805kHzの周波数帯での3793kHzのLSB送信を可能とするため3791kHzを1kHz引き下げて3790kHzに変更することを検討して頂きたい。